

資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

目次

**本則**

○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）…………… 1

**附則**

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（附則第九条関係）…………… 22

○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 資金移動（第十二条の二―第二十条）</p> <p>第三章の二（第七章）（略）</p> <p>附則</p> <p>第二条 削除</p> <p>（発行保証金保全契約の内容となるべき事項）</p> <p>第七条 前払式支払手段発行者が締結する発行保証金保全契約（法第十五条に規定する発行保証金保全契約をいう。以下この条、次条第二項第二号及び第十一条第二項において同じ。）は、当該発行保証金保全契約の相手方が法第十七条の規定による命令を受けたときは当該前払式支払手段発行者のために当該命令に係る額の発行保証金が遅滞なく供託されるものであることその他内閣府令で定める事項をその内容とするものでなければならぬ。</p> <p>（削る）</p> | <p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 資金移動（第十三条―第二十条）</p> <p>第三章の二（第七章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（資金移動業の対象となる取引）</p> <p>第二条 法第二条第二項に規定する政令で定める取引は、百万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引とする。</p> <p>（発行保証金保全契約の内容となるべき事項）</p> <p>第七条 法第十四条第一項の発行保証金につき供託をすべき前払式支払手段発行者が締結する発行保証金保全契約（法第十五条に規定する発行保証金保全契約をいう。以下この条、次条第二項第二号及び第十一条第二項において同じ。）は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならぬ。</p> <p>一 当該発行保証金保全契約の相手方が次に掲げる場合に該当する</p> |

(削る)

(発行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第九条 法第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により

こととなったときは、当該相手方が当該前払式支払手段発行者のためにそれぞれ次に規定する金融庁長官の命令に係る額の発行保証金を供託する旨を当該前払式支払手段発行者に約していること

イ 当該発行保証金保全契約に係る法第十五条の規定による届出の日の翌日以後次の基準日(法第三条第二項に規定する基準日をいう。以下この号及び第九条において同じ。)の翌日から二月を経過する日(その日前に当該次の基準日に係る法第十五条の規定による届出があったときは、その届出の日)までの間に、当該発行保証金保全契約の相手方が法第十七条の規定による金融庁長官の命令を受けた場合

ロ 当該前払式支払手段発行者がイに規定する次の基準日の翌日から二月以内に当該次の基準日に係る法第十四条第一項の発行保証金につき供託(発行保証金保全契約の締結及び発行保証金信託契約(法第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約をいう。第十一条第二項において同じ。)に基づく信託を含む。)をしなかった場合において、当該発行保証金保全契約の相手方が法第十七条の規定による金融庁長官の命令を受けたとき。

二 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、当該発行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができないこと。

(発行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第九条 法第十四条第一項若しくは第二項又は第十七条の規定により

発行保証金（法第十四条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十一条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十一条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（以下この条において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。

一 直前の基準日（法第三条第二項に規定する基準日をいう。次号において同じ。）における基準日未使用残高（同項に規定する基準日未使用残高をいう。）が千万円以下である場合 供託されている発行保証金の全額

二 直前の基準日における要供託額（法第十四条第一項に規定する要供託額をいう。）が当該基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金等合計額（供託されている発行保証金の額、保全金額（法第十五条に規定する保全金額をいう。）及び信託財産の額（法第十六条第一項に規定する信託財産の額をいう。）の合計額をいう。第四号及び次項第二号において同じ。）を下回る場合 供託されている発行保証金の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額

三 法第三十一条第一項の権利（以下この号、次号、第三項及び第十一条において「権利」という。）の実行の手続が終了した場合であって、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残高（同日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払

発行保証金（法第十四条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十一条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十一条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（以下この条において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。

一 基準日において基準日未使用残高（法第三条第二項に規定する基準日未使用残高をいう。）が千万円以下となった場合 供託した発行保証金の全額

二 基準日に係る法第二十三条第一項の報告書の提出の日の翌日における発行保証金の額（法第十四条第二項に規定する発行保証金の額をいう。以下この条において同じ。）が基準日における要供託額（法第十四条第一項に規定する要供託額をいう。）を超えている場合 当該超えている金額

三 法第三十一条第一項の権利（以下この号、次号、第三項及び第十一条において「権利」という。）の実行の手続が終了した場合であって、当該権利の実行の手続が終了した日における未使用残高（当該権利の実行の手続が終了した日においてなお存する法第

手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。）が千万円以下であるとき 供託されている発行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用の額を控除した残額

四 権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 供託されている発行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用の額を控除した額の範囲内において、同日における発行保証金等合計額から同日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額

2 法第十八条第四号に規定する政令で定める場合は、法第二十条第一項の規定による払戻しの手續が終了した場合とし、供託者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を取り戻すことができる。

一 当該払戻しの手續が終了した日における未使用残高（同日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところ

三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額として内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。）が千万円以下であるとき 当該権利の実行の手續が終了した日における発行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用の額を控除した残額

四 権利の実行の手續が終了した場合であつて、当該権利の実行の手續が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 当該権利の実行の手續が終了した日における発行保証金の額から当該権利の実行の手續に要した費用の額及び当該権利の実行の手續が終了した日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額

2 法第十八条第四号に規定する政令で定める場合は、法第二十条第一項の規定による払戻しの手續が終了した場合とし、供託者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の発行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。

一 当該払戻しの手續が終了した日における未使用残高（当該払戻しの手續が終了した日においてなお存する法第三条第一項第一号の前払式支払手段に係る代価の弁済に充てることができる金額及び同項第二号の前払式支払手段に係る給付又は提供を請求することができる物品又は役務の数量を金銭に換算した金額の合計額と

ろにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下である場合 供託されている発行保証金の全額

二 当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高が千万円を超え、当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 当該払戻しの手続が終了した日における発行保証金の額から当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額に達するまでの額

3 (略)

(基準日に係る特例)

第九條の三 法第二十九條の二第一項の規定の適用がある場合における法第十四條及び第二十三條の規定の適用については、法第十四條第二項中「基準日における」とあるのは「基準日(第二十九條の二第一項の届出書を提出した日の翌日の直前の基準日)が同条第二項に規定する特例基準日である場合には、当該特例基準日を除いた基準日。以下この項において同じ。)」における」と、法第二十三條第一項第一号中「基準期間」とあるのは「基準期間(第二十九條の二第一項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準日(同条第二項に規定する特例基準日をいう。))の翌日から次の通常基準日(同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この号において同じ。))までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間」とする。

2 (略)

して内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次号において同じ。)が千万円以下であるとき 当該払戻しの手続が終了した日における発行保証金の全額

二 当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高が千万円を超え、当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高が千万円を超えるとき 当該払戻しの手続が終了した日における発行保証金の額から当該払戻しの手続が終了した日における未使用残高の二分の一の額を控除した残額

3 (略)

(基準日に係る特例)

第九條の三 法第二十九條の二第一項の規定の適用がある場合における法第十四條及び第二十三條の規定の適用については、法第十四條第二項中「基準日における」とあるのは「基準日(第二十九條の二第一項の届出書を提出した日の直前の基準日)が同条第二項に規定する特例基準日である場合には、当該特例基準日を除いた基準日。以下この項において同じ。)」における」と、法第二十三條第一項第一号中「基準期間」とあるのは「基準期間(第二十九條の二第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日(同条第二項に規定する特例基準日をいう。))の翌日から次の通常基準日(同条第二項に規定する通常基準日をいう。以下この号において同じ。))までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間」とする。

2 (略)

(発行保証金に係る権利の実行の手続)

第十一条 (略)

2 金融庁長官は、法第三十一条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び当該前払式支払手段を発行した前払式支払手段発行者(当該前払式支払手段発行者が発行保証金保全契約又は法第十六条第一項に規定する発行保証金信託契約を締結している場合にあつては、当該前払式支払手段発行者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3 9 (略)

(第二種資金移動業及び第三種資金移動業における資金移動の上限額)

第十二条の二 法第三十六条の二第二項に規定する少額として政令で定める額は、百万円に相当する額とする。

2 法第三十六条の二第三項に規定する特に少額として政令で定める額は、五万円に相当する額とする。

(最低要履行保証額)

第十四条 法第四十三条第二項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる資金移動業の種別(法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいう。以下この章において同じ。)

(発行保証金に係る権利の実行の手続)

第十一条 (略)

2 金融庁長官は、法第三十一条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び当該前払式支払手段を発行した前払式支払手段発行者(当該前払式支払手段発行者が発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約を締結している場合にあつては、当該前払式支払手段発行者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3 9 (略)

(新設)

(最低要履行保証額)

第十四条 法第四十三条第二項に規定する政令で定める額は、千万円とする。

の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる資金移動業の種別以外の資金移動業の種別 千万円をその資金移動業者が営む資金移動業の種別（同号に掲げる資金移動業の種別を除く。）の数で除して得た額（その額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

二 第三種資金移動業（法第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業をいう。以下この号、第十七条第一項第一号及び第十七条の三第二項第二号において同じ。）（その資金移動業者が営む第三種資金移動業の預貯金等管理割合（法第四十五条の二第一項に規定する預貯金等管理割合をいう。第十七条の三第二項第二号において同じ。）が百分の百である場合に限る。） 零円

（履行保証金保全契約の内容となるべき事項）

第十五条 資金移動業者がその営む資金移動業の種別ごとに締結する履行保証金保全契約（法第四十四条に規定する履行保証金保全契約をいう。以下この条、次条第二項第二号及び第十九条第二項において同じ。）は、次に掲げる事項その他内閣府令で定める事項をその内容とするものでなければならない。

一 当該履行保証金保全契約の対象とする資金移動業の種別

（履行保証金保全契約の内容となるべき事項）

第十五条 法第四十三条第一項の履行保証金につき供託をすべき資金移動業者が締結する履行保証金保全契約（法第四十四条に規定する履行保証金保全契約をいう。以下この条及び第十九条第二項において同じ。）は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一 当該履行保証金保全契約の相手方が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該相手方が当該資金移動業者のためにそれぞれ次に規定する金融庁長官の命令に係る額の履行保証金を供託する旨を当該資金移動業者に約していること。

イ 当該履行保証金保全契約に係る法第四十四条の届出の日の翌

二 当該履行保証金保全契約の相手方が法第四十六条の規定による命令を受けたときは、当該資金移動業者のために当該命令に係る額の履行保証金が遅滞なく供託されるものであること。

(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等)

第十六条 (略)

2 法第四十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。  
一 保険業法第三百三十条に規定する基準を勘案して内閣府令で定め

日以後次の基準日(法第四十三条第一項に規定する基準日をいう。以下この号及び第十七条において同じ。)から一週間を経過する日(その日前に当該次の基準日に係る法第四十四条の届出があったときは、その届出の日)までの間に、当該履行保証金保全契約の相手方が法第四十六条の規定による金融庁長官の命令を受けた場合

ロ 当該資金移動業者がイに規定する次の基準日から一週間以内に当該次の基準日に係る法第四十三条第一項の履行保証金につき供託(履行保証金保全契約の締結及び履行保証金信託契約(法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約をいう。第十九条第二項において同じ。)に基づく信託を含む。)をしなかつた場合において、当該履行保証金保全契約の相手方が法第四十六条の規定による金融庁長官の命令を受けたとき。

二 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、当該履行保証金保全契約の全部又は一部を解除することができないこと。

(履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等)

第十六条 (略)

2 法第四十四条に規定する政令で定める者は、保険業法第三百三十条に規定する基準を勘案して内閣府令で定める健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分に該当する保険会社その他の内閣

る健全な保険金等の支払能力の充実の状況にある旨の区分に該当する保険会社その他の内閣府令で定める者

二 割賦販売法第三十五条の四第一項に規定する指定を受けた者で、当該履行保証金保全契約に係る事業につき同法第三十五条の九ただし書の承認を受けた者

(履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により一の種別の資金移動業に係る履行保証金（法第四十三条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十九条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（第三項及び第四項において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を取り戻すことができる。

一 当該種別の資金移動業に係る直前の算定日（第一種資金移動業（法第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業をいう。）（法第三十六条の二第一項に規定する第二種資金移動業をいう。）及び第三種資金移動業（同条第二項に規定する第二種資金移動業をいう。）及び第三種資金移動業にあつては法第四十三条第一項第二号に規定する基準日をいう。以下この号において同じ。）における要供託額（法第四十七条第一号に規定する要供託額をいう。）が、当該算定日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額（供託されている履行保

府令で定める者とする。

(履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等)

第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金（法第四十三条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十九条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（第三項において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。

一 基準日における要供託額（法第四十三条第一項に規定する要供託額をいう。）が、その直前の基準日における履行保証金の額と保全金額（法第四十四条に規定する保全金額をいう。）の合計額を下回る場合 当該履行保証金の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額

証金の額、保全金額（法第四十四条に規定する保全金額をいう。

）及び信託財産の額（法第四十五条第一項に規定する信託財産の額をいう。）の合計額をいう。第三号及び第三項第二号において同じ。）を下回る場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額の範囲内において、その下回る額に達するまでの額

二 当該種別の資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利（以下この号、次号、第四項及び第十九条において「権利」という。）の実行の手続が終了した場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額から当該権利の実行の手続に要した費用を控除した残額

三 当該種別の資金移動業の一部について権利の実行の手続が終了した場合 当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額から当該権利の実行の手続に要した費用の額を控除した額の範囲内において、当該権利の実行の手続が終了した日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあっては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額

（削る）

（削る）

二 資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利（以下この号、次号、第三項及び第十九条において「権利」という。）の実行の手続が終了した場合 供託した履行保証金の額から権利の実行の手続に要した費用を控除した残額

三 資金移動業の一部について権利の実行の手続が終了した場合 供託した履行保証金の額から権利の実行の手続に要した費用及び当該権利の実行の手続が終了した日における未達債務の額（法第四十三条第二項に規定する未達債務の額をいう。第五号において同じ。）を控除した残額

四 資金移動業の全部を廃止しようとする場合であって、次項に定めるとき 供託した履行保証金の全額

五 資金移動業の一部を廃止しようとする場合であって、次項に定

|   |  |  |
|---|--|--|
| <p>2<br/>(略)</p>  | <p>3<br/>前項の場合において、供託者は、次の各号に掲げる場合に応じ、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を取り戻すことができる。</p>                           | <p>2<br/>(略)</p> <p>めるとき 供託した履行保証金の額から同項に定める場合に該当することとなった日における未達債務の額を控除した残額</p>  |
| <p>1<br/>その一の種別の資金移動業の全部を廃止しようとする場合<br/>当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の全額<br/>2<br/>その一の種別の資金移動業の一部を廃止しようとする場合<br/>当該種別の資金移動業に係る供託されている履行保証金の額の範囲内において、前項各号のいずれかに該当することとなった日における当該種別の資金移動業に係る履行保証金等合計額から同日における当該種別の資金移動業に係る法第四十三条第二項に規定する要履行保証額（同日が営業日でない場合にあつては、直前の営業日における同項に規定する要履行保証額）を控除した残額に達するまでの額</p> | <p>4<br/>供託者は、その一の種別の資金移動業に係る履行保証金について権利の実行の手続が行われている間は、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該種別の資金移動業に係る履行保証金を取り戻すことができない。</p> | <p>3<br/>供託者は、その履行保証金について権利の実行の手続が行われている間は、第一項の規定にかかわらず、当該履行保証金を取り戻すことができない。</p> |
| <p>(第三種資金移動業に<br/>関し負担する債務の<br/>上限額)</p> <p>第十七条の二 法第五十一条の三に規定する政令で定める額は、五万</p>   | <p>(新設)</p>  |  |

円に相当する額とする。

(履行保証金の供託等に係る特例)

第十七条の三 法第五十八条の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|           |           |              |
|-----------|-----------|--------------|
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句      |
| 第四十三条第一項  | 第四十八条     | 以下この項及び第四十八条 |
| 第四十三条第二項  | 前項各号      | 前項           |

2

法第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる資金移動業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特例対象資金移動業（法第五十八条の二第一項に規定する特例対象資金移動業をいう。次号において同じ。）のみを営む資金移動業者 千万円

二 前号に掲げる者以外の資金移動業者（特例対象資金移動業以外に営む資金移動業の種別が第三種資金移動業（当該資金移動業者が営む第三種資金移動業の預貯金等管理割合が百分の百である場合に限る。）である者に限る。） 千万円

(新設)

3 | 三 | 前二号に掲げる者以外の資金移動業者 六百六十六万円  
 法第五十八条の二第一項の規定の適用がある場合における第十五  
 条から第十七条まで及び第十九条の規定の適用については、次の表  
 の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の  
 下欄に掲げる字句とする。

|         |                                     |   |
|---------|-------------------------------------|---|
| 第十五条    | その営む資金移動業<br>の種別ごとに締結す<br>る         | 締結する  |
| 第十六条    | 第四十四条                               | 第五十八条の二第<br>一項の規定により<br>読み替えて適用す<br>る法第四十四条 |
| 第十七条第一項 | 第四十三条第一項又<br>は第四十六条の規定<br>により一の種別の資 | 第五十八条の二第<br>一項の規定により<br>読み替えて適用す            |

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
|                   | <p>金移動業に係る</p>  | <p>る法第四十三条第一項又は法第四十六条の規定により</p>        |
| <p>第十七条第一項第一号</p> | <p>当該種別の資金移動業に係る直前の算定日（第一種資金移動業（法第三十六条の二第一項に規定する第一種資金移動業をいう。）にあつては各営業日をいい、第二種資金移動業（同条第二項に規定する第二種資金移動業をいう。）及び第三種資金移動業にあつては法第四十三条第一項第二号に規定する基準日</p> | <p>直前の基準日等（法第五十八条の二第五項第二号に規定する基準日等</p> |
| <p>法第四十七条第一号</p>  | <p>同条第一項の規定により読み替えて</p>   | <p>同条第一項の規定により読み替えて</p>                |

|                      |                                |                  |                                   |                             |                                 |
|----------------------|--------------------------------|------------------|-----------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
|                      | <p>算定日における当該種別の資金移動業に係る</p>    | <p>基準日等における</p>  | <p>第十七条第一項第二号</p>                 | <p>当該種別の資金移動業の</p>          | <p>特例対象資金移動業（法第五十八条の二第一項に規定</p> |
| <p>法第四十四条</p>        | <p>同項の規定により読み替えて適用する法第四十四条</p> | <p>法第四十五条第一項</p> | <p>同項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項</p> | <p>当該種別の資金移動業に係る供託されている</p> | <p>供託されている</p>                  |
| <p>適用する法第四十七条第一号</p> | <p>適用する法第四十七号</p>              |                  |                                   |                             |                                 |

|           |                              |                 |                 |   |   |
|-----------|------------------------------|-----------------|-----------------|---|---|
|           |                              | 第十七条第一項第三号      |                 |   |   |
| 業に係る履行保証金 | 当該種別の資金移動<br>業に係る供託されて<br>いる | 業の<br>当該種別の資金移動 | 業に係る供託されて<br>いる | 法第五十九条第一項                                 |   |
| 額         | 履行保証金等合計                     | 業の<br>特例対象資金移動  | 供託されている         | 同条第一項の規定<br>により読み替えて<br>適用する法第五十<br>九条第一項 | する特例対象資金<br>移動業をいう。次<br>号及び第三項にお<br>いて同じ。)の |



|   |                              |                                |   |
|---|------------------------------|--------------------------------|---|
| 第十七条第三項第二号  |                              |                                |   |
| その一の種別の資金<br>移動業  | 当該種別の資金移動<br>業に係る供託されて<br>いる | 当該種別の資金移動<br>業に係る履行保証金<br>等合計額 | 当該種別の資金移動<br>業に係る法                      |
| 特例対象資金移動<br>業   | 供託されている                      | 履行保証金等合計<br>額                  | 法第五十八条の二<br>第一項の規定によ<br>り読み替えて適用<br>する法 |
| を控除した<br><br>の総額（当該総額<br>が第十七条の三第<br>二項各号に掲げる<br>資金移動業者の区<br>分に応じ、当該各<br>号に定める額以下 |                              |                                |   |

|                             |  |                 |                                     |                     |
|-----------------------------|--|-----------------|-------------------------------------|---------------------|
| 第十九条第五項                     | 第十九条第二項  | 第十九条第一項         | 第十七条第四項                             |                     |
| 履行保証金（第一項の申立てに係る種別の資金移動業に係る | 第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約（いずれも前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。） | 営む一の種別の資金移動業に係る | 一の種別の資金移動業に係る履行保証金<br>当該種別の資金移動業に係る |                     |
| 履行保証金                       | 第五十八条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約       | 行う              | 当該履行保証金                             | である場合にあっては、当該額を控除した |

ものに限る。)

(履行保証金に係る権利の実行の手続)

第十九条 資金移動業者がその営む一の種別の資金移動業に係る為替取引に關し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権(既に権利の実行の手続が終了したもの及び為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として第十七条第二項に定める場合における当該債務に係るものを除く。)に關し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、法第五十九条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び当該資金移動業者(当該資金移動業者が履行保証金保全契約又は法第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約(いずれも前項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。)を締結している場合にあつては、当該資金移動業者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3・4 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、法第五十九条第二項の期間の末日までに供託された履行保証金(第一項の申立てに係る種別の資金移動業に係るものに限る。)について、遅滞なく、配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該資金移動業者に

(履行保証金に係る権利の実行の手続)

第十九条 資金移動業者がその行う為替取引に關し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権(既に権利の実行の手続が終了したもの及び為替取引に關し負担する債務の履行を完了した場合として第十七条第二項に定める場合における当該債務に係るものを除く。)に關し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、法第五十九条第二項の規定による公示をしたときは、その旨を前項の申立てをした者(以下この条において「申立人」という。)及び当該資金移動業者(当該資金移動業者が履行保証金保全契約又は履行保証金信託契約を締結している場合にあつては、当該資金移動業者及びこれらの契約の相手方。第四項及び第五項において同じ。)に通知しなければならない。

3・4 (略)

5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、法第五十九条第二項の期間の末日までに供託された履行保証金について、遅滞なく、配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該資金移動業者に通知しなければならない。

6  
～  
14  
(略)  
通知しなければならない。

6  
～  
14  
(略)

○ 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（附則第九条関係）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）<br/>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法</p> | <p>（保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係）<br/>第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法（昭和二十二年法律第八十一号）、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）、損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）、準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第三十五号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）、原子力損害の賠償に関する法律（昭和四十年法律第三十三号）、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）、印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）、犯罪による収益の移転防止に関する法</p> |

律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八百八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九百九十五号）、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二

律、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）、相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）、中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）、漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）、公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六百六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八百八号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九百九十五号）、船舶油濁等損害賠償保障法施行令、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、信託業法施行令、資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）及び株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二

百二十一号)とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法百七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号(金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。)及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項第一号並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律

百二十一号)とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号及び第二項、税理士法第五条第一項第一号ハ、漁船損害等補償法百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、所得税法百七十四条第八号、船舶油濁等損害賠償保障法第十四条第二項、第四十二条第二項及び第五十条第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第十七号、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の三第十号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第七条、法人税法施行令第八十四条、金融商品取引法施行令第一条の九第二号(金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。)及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二条第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、信託業法施行令第十条、資金決済に関する法律施行令第八条第二項第一号及び第十六条第二項並びに株式会社国際協力銀行法施行令第一条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条

第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百七十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四号、第百六十一条第一項第十四号並びに第二百二十五条第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第百八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百四十五条の三第三号、第四百四十五条の九、第百七十七条第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第七項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十七号、第七十

第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百七十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第五項第一号及び第六項第四号、第百六十一条第一項第十四号並びに第二百二十五条第一項第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十一条の十八第七項及び第九十三条、相続税法施行令第一条の二第一項第一号、所得税法施行令第三十条第一号、第七十六条第二項第一号、第百八十三条第三項第一号、第二百九条第一項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第一号及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百四十五条の三第三号、第四百四十五条の九、第百七十七条第三号並びに附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第七項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第七項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第九条第一項第十七号、第七十六条第

六条第六項第四号、第七十七条第二項第一号、第六十一条第一項第十四号及び第二百二十五条第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第八十四条第二項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百四十五条の三第三号、第四百四十五条の九及び第七十七条第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

六項第四号、第七十七条第二項第一号、第六十一条第一項第十四号及び第二百二十五条第一項第五号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律第二条第九号、相続税法施行令第一条の二第二項第一号、貿易保険法施行令第十八条、所得税法施行令第三十条第一号、第八十四条第二項、第二百二十五条の三第三号、第二百二十五条の十、第二百八十条第一項第三号、第二百九十八条第六項第二号、第三百二十条第二項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令第四百四十五条の三第三号、第四百四十五条の九及び第七十七条第三号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁等損害賠償保障法施行令第三条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第二項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三項（第一号のうち同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年五月一日)から施行する。ただし、附則第四条から第七条までの規定は、公布の日から施行する。

(発行保証金の取戻しに関する経過措置)

第二条 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現にこの政令による改正前の資金決済に関する法律施行令第九条第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)の承認を受けている者が行う同項に規定する発行保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

(履行保証金の供託に関する経過措置)

第三条 みなし登録第二種業者(改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいい、改正法附則第十二条第三項に規定する信託契約みなし登録第二種業者を除く。)が、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)から第二号施行日の直前の改正法第十四条の規

定による改正前の資金決済に関する法律（以下この条において「旧資金決済法」という。）第四十三条第一項に規定する基準日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間に改正法第十四条の規定による改正後の資金決済に関する法律（以下「新資金決済法」という。）第四十一条第一項の変更登録を受けた場合には、当該みなし登録第二種業者に係る改正法附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧資金決済法第四十三条第二項に規定する政令で定める額は、千万円を当該みなし登録第二種業者が営む資金移動業の種別（新資金決済法第三十八条第一項第七号に規定する資金移動業の種別をいい、第三種資金移動業（新資金決済法第三十六条の二第三項に規定する第三種資金移動業をいう。以下この条において同じ。）（当該みなし登録第二種業者が営む第三種資金移動業の新資金決済法第四十五条の二第一項に規定する預貯金等管理割合が百分の百である場合に限る。）を除く。）の数で除して得た額（その額に一万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

（第二号施行日前における登録申請書の提出）

第四条 第二号施行日以後に、新資金決済法第二条第二項に規定する資金移動業を営もうとする者は、第二号施行日前においても、新資金決済法第三十八条の規定の例により、同条第一項の登録申請書を提出する

ことができる。この場合において、当該登録申請書は、第二号施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

(第二号施行日前における業務実施計画の認可の申請)

第五条 新資金決済法第四十条の二第一項の認可を受けようとする者は、第二号施行日においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

(第二号施行日前における改正法附則第七条第二項の書類の提出)

第六条 この政令の公布の際現に資金決済に関する法律第三十七条の登録を受けている者は、第二号施行日前においても、改正法附則第七条第二項の規定の例により、同項の書類の提出をすることができる。この場合において、当該書類は、第二号施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

(第二号施行日前における変更登録の申請)

第七条 前条の規定により改正法附則第七条第二項の書類を提出した者であつて、新資金決済法第四十一条第一項の変更登録を受けようとするものは、第二号施行日においても、同条第二項において準用する新資金決済法第三十八条の規定の例により、その申請を行うことができる。

(権限の委任)

第八条 改正法附則第十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限は、みなし登録第二種業者（改正法附則第七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。）の本店（資金決済に関する法律第二条第四項に規定する外国資金移動業者である資金移動業者にあつては、国内における主たる営業所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。